

古代日中両国の皇位継承に見られる親族関係

梁 継 国, 姜 鶯 燕

はじめに

一、古代日本における皇位継承の特徴

- 1、皇族内の婚姻制度と皇位継承
- 2、古代日本の歴史上における女帝の意義

二、古代中国における皇位継承の特徴

- 1、古代中国皇位継承の規則と特性
- 2、皇位継承からみる女性の地位

三、古代日中両国の王朝に見られる親族関係

- 1、古代王朝性格の相違
- 2、親族組織の相違
- 3、思想・倫理観念の相違

終わりに

はじめに

日本の天皇家は万世一系であると言われている。日本の天皇家の系譜をみると、古代から現代まで血統が続いている。女帝も数多く現れている。特に飛鳥・奈良時代において全八代六人の女帝が出現した。

日本とは違って、中国では王朝の更迭という現象が見られる。つまり、革命を起して勝った人が古い王朝を倒し新しい王朝を建てる。その人が新王朝のトップ——皇帝となる。その革命は通常「易姓革命」という。中国の歴史上において女帝は一人しか現れなかった。しかも、唯一の女帝となった則天武后は世襲制によって皇位についたのではなく、上記の「易姓革命」によって最高の地位に登りついたのである。

このように、日中両国の古代王朝において、それぞれの皇位継承の状況が異なる。古代王朝において、皇位継承は支配者層の親族関係と密接な関係を持っている。皇位継承の相違によって、親族関係にも相違がみられると考えられる。

本稿では日中両国の親族関係の比較を通じて、日中両国の古代王朝における皇位の継承という現象や古代支配者層の親族形態を考察したい。と同時に、日中両国における親族関係の相違をもたらした様々な要因、特に血縁原理について検討してみたいと考えている。

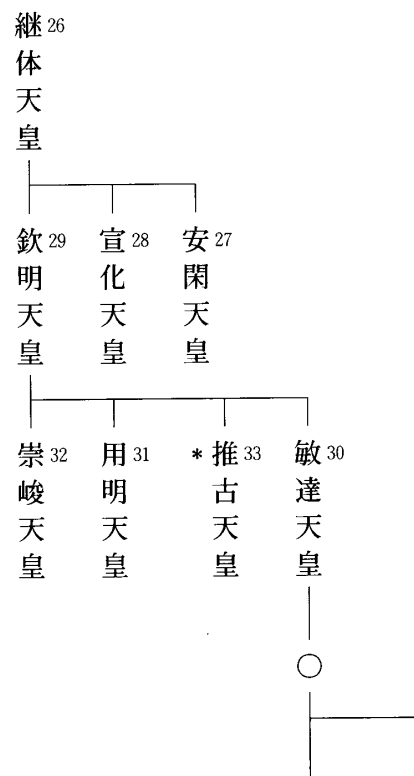
なお、古代日本と中国における皇位継承を分析する際に、日本の場合は、飛鳥（6世紀末～7世紀前半）、奈良（710～784）時代を、中国の場合は、隋、唐王朝を、それぞれ中心にして、考査を進めていこうとする。と言うのは、様々な意味で、それは日中両国の歴史上における封建的王朝の典型的代表ともいえるからである。

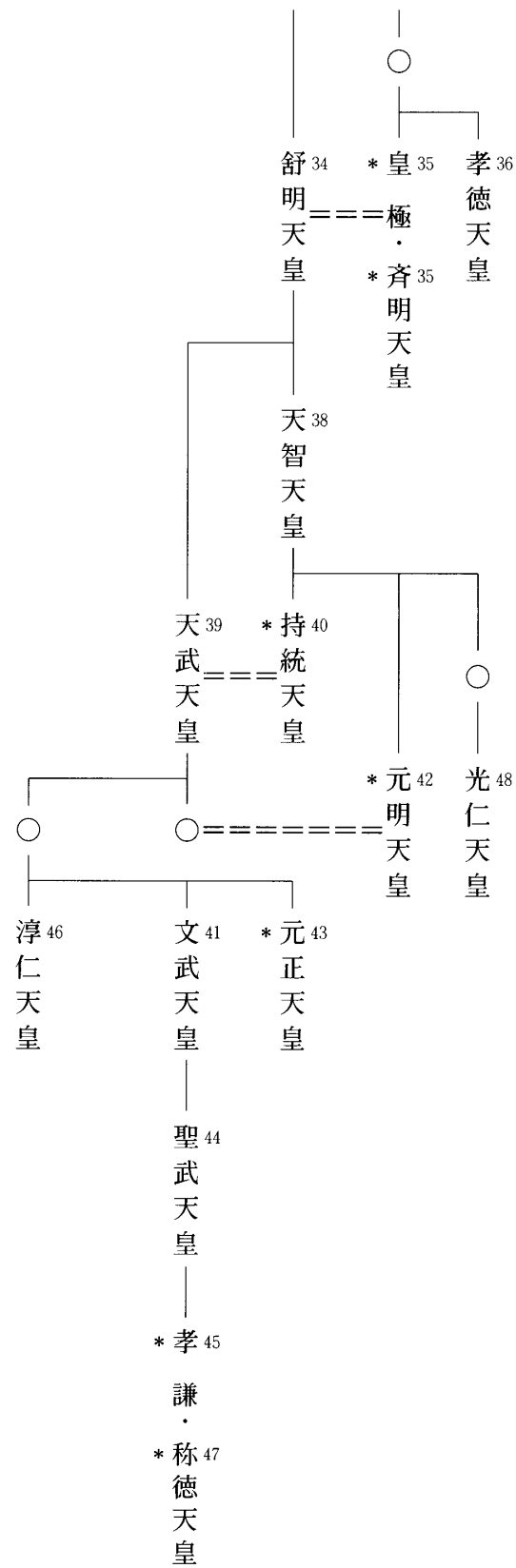
一 古代日本における皇位継承の特徴

既述したように日本の天皇家は万世一系と言われ、古代から現代までの系図を見ても、血縁関係が続いている。天皇家以外の人が天皇の皇位につくことは考えられないと言える。世界各国の封建的王朝の共通した特徴である世襲制とは言え、王朝の丸ごと更迭ということも経験されていないと言い切れるであろう。特に、飛鳥・奈良時代において、数多くの女帝が現れたことは古代日本の皇位継承の一つ重要な特徴になっていると思われる。すると、それはどうしてであろうか？如何なる意味を有するのであろうか？

1. 皇族内の婚姻制度と皇位継承

飛鳥・奈良時代を中心としたほぼ二百年の間、三十三代の推古天皇から四十七代の称徳天皇までの十五人の天皇が即位された。『古事記』、『日本書紀』などの史料を参考した上で、その十五人の天皇と関係した皇位継承の系図を次のように書いてみた。





(*印は女帝である。)

上記の図から古代日本の天皇皇位継承のタイプを分類すると、以下のようになる。

- | | | |
|------------|-----------------|-----------------|
| ①. 父——→息子 | 継位天皇26——→安閑天皇27 | 欽明天皇29——→敏達天皇30 |
| ②. 兄——→弟 | 安閑天皇27——→宣化天皇28 | 宣化天皇28——→欽明天皇29 |
| | 敏達天皇30——→用明天皇31 | 用明天皇31——→崇峻天皇32 |
| | 天智天皇38——→天武天皇39 | |
| ③. 父——→娘 | 聖武天皇44——→孝謙天皇45 | |
| ④. 夫——→妻 | 舒明天皇34——→皇極天皇35 | 天武天皇39——→持統天皇40 |
| ⑤. 弟——→姉 | 崇峻天皇32——→推古天皇33 | 孝徳天皇36——→斉明天皇37 |
| ⑥. 祖母——→孫 | 推古天皇33——→舒明天皇34 | 持統天皇40——→文武天皇41 |
| ⑦. 姉——→弟 | 皇極天皇35——→孝徳天皇36 | |
| ⑧. 母——→息子 | 斉明天皇37——→天智天皇38 | |
| ⑨. 息子——→母 | 文武天皇41——→元明天皇42 | |
| ⑩. 母——→娘 | 元明天皇42——→元正天皇43 | |
| ⑪. 姑——→甥 | 元正天皇43——→聖武天皇44 | |
| ⑫. 祖先同一の親族 | 孝謙天皇45——→淳仁天皇46 | 淳仁天皇46——→称徳天皇47 |
| | 称徳天皇47——→光仁天皇48 | |

(の中は女帝である。)

このように、飛鳥・奈良時代における皇位継承は様々なパターンがみられる。その特徴をまとめると、以下のようになる。

- ①. 継承のパターンは多様である。親子や兄弟の間における皇位継承は中国でも一般的である。
しかし、女帝の出現によって夫婦間、弟姉や姑甥の間でも皇位の継承が行われていた。女性が皇位の後継者に成りえる。
- ②. 多数の女帝が続出した。(全8代)
 - A 先帝の娘である。つまり、皇女の身分である。
元明天皇42 , 元正天皇43 , 孝謙天皇45 の三女帝の場合はそうである。彼女達は皇女の身分でいながら、政界の動向に大きく影響され、天皇になった。
 - B 皇后の経歴を経て、女帝になった天皇。
推古天皇33 , 皇極天皇35 , 持統天皇40 , の三女帝の場合はそうである。
 この時の女帝は中継ぎの役割であると言われている。
 - C 一旦位を退いた天子は再び天皇の座につく。いわゆる重祚である。斉明天皇37 は皇極天皇と同一人物であり、また 称徳天皇47 も孝謙天皇と同一人物である。
 - a 斉明天皇37——→皇極天皇35
 - b 称徳天皇47——→孝謙天皇45

- ③. 政治の動乱があっても、王朝の更迭がなく、天皇家の血縁関係が続いている。換言すれば、天皇家と血のつながりのない人は天皇になることが不可能である。

皇位継承に関して、女帝はどんな役割を果たしたのであろうか？そして何故、このように数多くの女帝は出現したのか？

まず、古代の天皇家の婚姻関係をみると、近親婚が盛んに行われていたことが分かる。近親婚の中でも二つのタイプがある。

一つ目は、同世代の間で行われる近親婚（族内婚）である。例えば、敏達天皇と推古天皇は元々異母の兄妹であるが、夫婦にも結ばれているのであった。日本の古代では同母の兄弟姉妹の婚姻は厳禁されたが、異母の間では禁じられなかった。このように、母を異にする兄妹の結婚例が少ない。これは母系時代の風習のなごりであるとも言えよう。

二つ目は、異世代の間で行われる近親婚である。例えば、皇極天皇と舒明天皇の婚姻関係はその一例である。皇極天皇は本来舒明天皇の姪であった。

もちろん、上記のような近親婚だけではなく、蘇我氏や藤原氏のような有力豪族との婚姻関係も非常に多い。この時期の婚姻関係について、成清弘和氏は以下のように分析している。

つまり、族外婚と族内婚との併存（むしろ族内婚への傾斜か）がこの時期の大王家の婚姻の特質なのである。そしてこの後、律令の規定では皇后は皇族に限定され、天皇の第一の婚姻として族内婚が制度的に明記されることとなる。^①

飛鳥・奈良時代では律令制度が制定された。その中に、婚姻制度に関わりのある継嗣令も定められている。

継嗣令第十三の〔王娶親王条〕には、以下のような皇親の婚姻関係の規定が定められている。

4. 凡王娶親王。臣娶五世王者聽。唯五世王。不得娶親王。

凡そ王、親王を娶き、臣、五世の王を娶くこと聴せ。唯し五世の王は、親王を娶くこと得じ。^②

この令によれば、諸王は内親王以下、五世王は諸女王以下、諸臣は五世女王以下を、それぞれ娶ることができる。

このように、王朝における婚姻は特別な意味を持ち、重大な役割を果たす。古代王朝における婚姻の役割を次の三つにまとめてみた。

- ①. 近親婚が盛んに行われていたことから、天皇家の婚姻関係は血統の純潔性を重要視する性質を持っていると言える。その結果として、天皇家は特別な存在として扱われる。また、天皇家

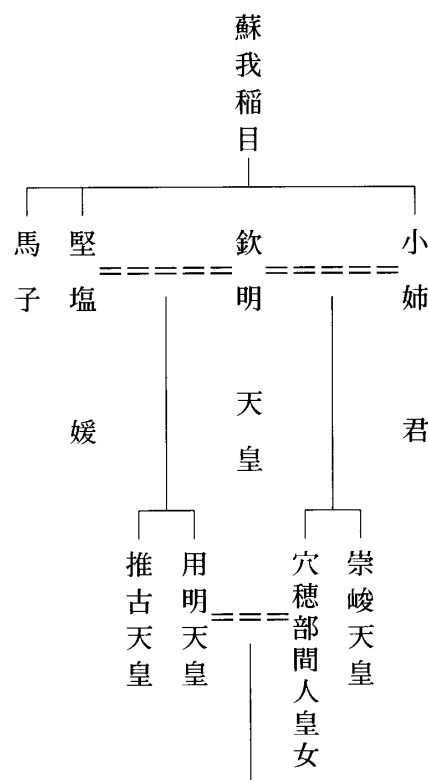
の血のつながりが絶たないので、天皇が神聖不可侵になり、宗教的な偶像に推崇された。これは天皇を中心とした中央集権国家の構築に不可欠な基礎を成し遂げたのである。

- ②. 皇族内で婚姻関係を結ぶことで血縁の断絶を防ごうとする動きが現れた。血統の純潔さを第一に考えるという認識があるから、血縁を断絶させないために皇族の女性を天皇にする。すなわち、血のつながりのある女性は皇位を継承することによって、天皇家の血縁の断絶を防ぐのである。
- ③. 有力豪族と天皇家との婚姻関係は複雑である。有力豪族は天皇との婚姻関係を結ぶことによって、天皇という象徴の下で、国家組織の実権を握ろうとする目的は否定できないと思われる。その上、婚姻を介して自分の家の血を引いた子供を天皇にする考えも大いにあったに違いない。

有力豪族の蘇我氏と天皇家の婚姻関係を見れば、政治的な目的は明らかである。日本古代史上、一大転換期として重要な意義を持つ推古朝に政治を動かしていたのは大臣である蘇我馬子と聖徳太子であった。聖徳太子は用明天皇と皇后穴穂部間人皇女との間に生まれた厩戸皇子である。

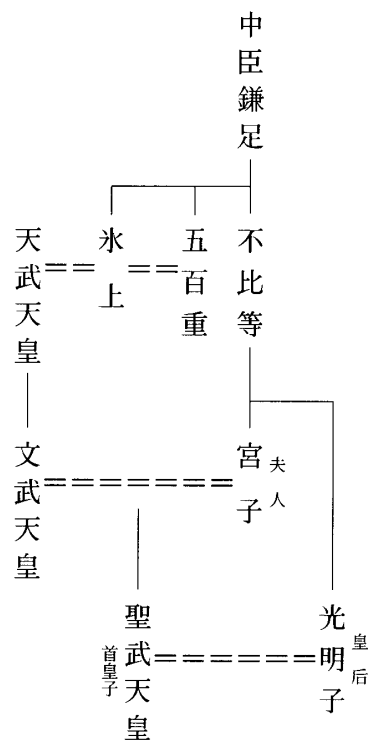
聖徳太子は諸皇子の中で、最も蘇我氏の血筋を濃厚に引いた皇子である。聖徳太子は父系からも母系からも蘇我氏の血筋を引いている。父の用明天皇は欽明天皇と蘇我稲目の娘である妃の堅塩媛との間に生まれた皇子である。また、母の穴穂部間人皇女は欽明天皇と稲目の娘である小姉君との間に生まれた皇女である。

この聖徳太子に関する系図は次のようである。^③



— 聖徳太子

蘇我氏の次に、政権を握ったのは中臣藤原鎌足である。藤原氏は天皇家とより多くの婚姻関係を結んだ。図で説明してみると次の通りである。



このようにして、飛鳥・奈良時代においては、女帝現象が数多く出現したのである。

2、古代日本の歴史上における女帝の意義

飛鳥・奈良時代においては天皇家の中の女性（皇后，皇女）が即位されることが目立つ。歴代の女帝誕生の理由は様々であるが，当時の政治的，歴史的な要因を別にして，その女帝出現の意義とえば，日本の天皇制に特別な性格をつけたところにあると思う。

日本古代に女帝が数多く現れた意義，役割について論じるには，それぞれの女帝の登場の背景から検討しなければならない。

まず，初代の女帝として登場した推古天皇を例として見てみよう。

推古天皇は欽明天皇と堅塩媛（きたしひめ）との間に生まれた額田部（ぬかたべ）皇女である。「母の堅塩媛は蘇我稲目（そがのいなめ）の娘であったから，彼女にも蘇我氏の血脈は受け継がれていた。」^④十八歳の時に敏達天皇の皇后になったと伝えられている。

当時の歴史から見れば，朝廷内における有力な豪族の発言権の強化により，蘇我氏の専権時代が出現し，592年に，蘇我馬子によって崇峻天皇が殺された。ついその年に推古天皇が即位した。蘇我氏の計画によって，額田部皇女の女帝即位が実現したのではないかと思いたい。

女帝史の画期を形づくったのは持統天皇であった。持統天皇は天智天皇と蘇我石川麻呂の娘である遠智娘との間で生まれた鸕野（うの）皇女である。推古天皇と同様に彼女も蘇我氏とつながっている。彼女は父天智天皇の実弟大海人皇子（後の天武天皇）と結婚した。叔父と姪との結婚であった。父天智天皇が死んだあと，鸕野皇女の腹違いの弟大友皇子と夫大海人皇子の間に展開した皇位継承をめぐる争乱が起こった。「壬申の乱」である。鸕野皇女は困難な立場に立たされた。結局彼女は夫の側に立って腹違いの弟大友皇子と戦った。こうして，大海人皇子は大友皇子に勝って天武天皇として即位し，鸕野皇女は皇后になった。天武天皇の死後，鸕野皇女は，即位し，持統天皇になったのである。彼女は天武天皇との間に草壁皇太子がもうけたが，残念なことに，草壁皇太子が年二十八で亡くなった。草壁皇太子と阿倍（あべ）皇女との間には軽皇子がいたが，まだ幼少であったため，自ら即位し，持統天皇の実現になった。そして，持統天皇は草壁皇太子の遺児である軽皇子が十五歳となるにおよんで皇位を譲った。軽皇子が文武天皇として即位した。にもかかわらず，持統天皇は皇太后に成ってからも国政にかかわりを持っていて，晩年まで国政に重きをなしていた。

奈良時代に入ってからのはじめての女帝となったのは元明天皇である。

文武天皇41——→元明天皇42——→元正天皇43——→聖武天皇44

その次の元正天皇も女帝である。つまり，文武天皇と聖武天皇との間に元明天皇と元正天皇の二代の女帝が続いた。

元明天皇は天智天皇の娘の阿倍皇女である。彼女と持統天皇とは腹違いの姉妹関係にあり，また

持統天皇の子である草壁皇子と婚姻関係にある。阿陪皇女の母は蘇我石川麻呂の娘の姪娘である。この皇女の血脈もまた蘇我氏につながっている。草壁皇太子は二十八歳で病歿した。草壁皇子と阿陪皇女との間で生まれた軽皇子は文武天皇になった。その文武天皇が崩じた直後に阿陪皇女は天皇の遺詔を楯として自ら天皇になった。元明天皇は父天智天皇が定めた「不改常典」^⑤に従って即位した女帝である。この「不改常典」は皇位を直系の皇統に伝えるべきとする皇位継承法を定めた律令であると言われている。

元明天皇から元正天皇への譲位には疑問がある。元正天皇は元明天皇と草壁皇子との間に生まれた氷高皇女である。つまり、氷高皇女は文武天皇の姉である。元明天皇は元正天皇に皇位を譲位した時に、文武天皇と藤原不比等の娘宮子との間に生まれた首（おびと）皇子（後の聖武天皇）は既に十五歳になっていた。文武天皇が十五歳で即位した先例もある。文武天皇なき後は、当然首皇子に譲位するべきであった。それなのに、皇位は文武天皇の姉にあたる氷高（ひだか）皇女に譲られた。当時、右大臣藤原不比等と左大臣石上麻呂との葛藤があった。元明天皇はこのような不安定な政治状況の中で、周到的配慮をし、皇位を巡る争乱を事前に回避するための策を考え出したと思われる^⑥。その結果、文武天皇から聖武天皇まで、元明と元正の二人の女帝が出現したのである。

最後に皇極・斉明天皇と孝謙・称徳天皇の二人の女帝の登場を見てみよう。推古女帝の後、敏達天皇の孫が天皇になった。舒明天皇である。聖徳太子の死後、政情は分裂の傾向をみせた。蘇我大臣による支配は強くなったが、女帝—太子—大臣の体制が崩れつつであった。皇極天皇は舒明天皇の皇后である。宝皇女という。宝皇女の祖父は敏達天皇と広姫との間に生まれた彦人大兄皇子である。舒明天皇は彦人大兄皇子の子である。皇極天皇は舒明天皇の姪にもあたる。

舒明天皇34——→皇極天皇35——→孝徳天皇36——→斉明天皇37

彼女は当時的大臣蘇我蝦夷によって擁立されたのである。皇極天皇の在位期間はわずか三年と五ヶ月あまり、極めて短い。皇位をめぐる対立と争いの激化によって、先帝の皇后の即位が成立した。皇極天皇の政治過程のなかで、蘇我入鹿の専制が極めて中心となっている。皇位継承者たる資格を持ちながら、事実上疎外されてきた中大兄皇子（後の天智天皇）・中臣鎌子連らと共に蘇我氏の打倒を綿密に計画していた。彼らの計画によって蘇我入鹿が暗殺された。故に皇極天皇は退位を余儀なくさせられた。

皇極天皇退位のおり、皇極天皇の同母弟である軽皇子が即位した。即位した軽皇子は孝徳天皇となった。孝徳天皇は五十歳になってから即位した長老の天皇であると伝えられている。

孝徳天皇が六十歳に足らずでなくなった後も中大兄皇子は即位せずに、皇極前太后を再び皇位に推す。皇位についた皇極天皇は譲位し、また斉明天皇として再び登場するのは日本の歴史上に初めてのことである。皇極天皇が重祚して斉明天皇となったが、政治の実権は皇太子中大兄皇子に掌握されている。

聖武天皇45——→孝謙天皇46——→淳仁天皇47——→称徳天皇48

初めての女性皇太子に冊立されたのは孝謙天皇である。孝謙天皇は奈良時代の最後の女帝である。彼女は聖武天皇と光明皇后との間に生まれた阿部内親王である。

聖武天皇と光明皇后との間に基皇子が生まれた。基皇子はかつて例のない一ヶ月あまりの赤ちゃん皇太子であった。しかし、基皇太子は一歳未満で病死した。基皇太子死去のその年に、聖武天皇の夫人の一人であった県犬養広刀自が安積皇子を産んだ。藤原氏は安宿媛（後の光明皇后）の立后に懸命となった。皇后の冊立に関する令によれば、皇后は皇族の出身でなければならない。長屋王の反対を予測して藤原氏は長屋王を謀殺した。長屋王がなくなって、安宿媛が光明皇后となったのである。

阿倍皇女が二十一歳の時に、皇太子に指名された。元正太上天皇がなくなった翌年に、聖武天皇は皇位を阿倍皇太子に譲った。阿倍皇太子は即位して孝謙天皇となった。彼女は未婚であったので、舍人親王の晩年の子である大炊王を皇太子に立て、孝謙天皇は大炊王に譲位した。大炊王はつまり、淳仁天皇である。しかし、その後、孝謙天皇はまた、淳仁天皇を廃して重祚して称徳天皇になった。

このように、それぞれの女帝は当時の政治的な要請に応じて皇位についたのであるが、飛鳥・奈良時代の女帝の意義については以下のようにまとめてみた。

- ①. 王権の根元的な危機に際して、緊急避難的に王権の聖性を担った。推古、皇極、斉明の三女帝はそうである。
- ②. 自分の子や孫、甥などに皇位を円滑に継承するための中継ぎ的存在であった。持統、元明、元正の三女帝はそれに当たる。
- ③. 最後の孝謙、称徳女帝について、単独で国家権力を執掌し、比較的長期間在位して真の天皇としての役割を果たしたと言えよう。

これら日本の女帝について、成清弘和が以下のように評価している。

最初の推古女帝は王権の危機に際していわば緊急避難的処置として即位したが、その後、持統女帝にいたって皇位の嫡（直）系継承維持のための中継ぎとしての即位という側面が強くなり、最後の孝謙女帝（天武一草壁皇統の最後の天皇でもある）に至ってようやく真の女性天皇としてその大権を存分にふるうことになる。^⑦

日本では女性が皇位につく際にほとんど反対を受けていなかった。つまり、女性にも皇位継承者の資格を与えるのである。養老律令を収録した『律令』によると、継嗣令の中には親王・諸王及び皇親の範囲に関する規定がある。以下の内容はその規定である。

1. 凡皇兄弟皇子。皆為親王。女帝子亦同。以外並為諸王。自親王五世。雖得王名。不在皇親之限。

凡そ皇の兄弟，皇子をば，皆親王と為よ。女帝の子も亦同じ。以外は並に諸王と為よ。親王より五世は，王の名得たりと雖も，皇親の限に在らず。^⑧

皇兄弟皇子の範囲について「皇兄弟皇子は天皇の兄弟及び皇子。姉妹及び皇女もこれに准ずる。ただし特に女子をいう場合は内親王という」という注釈^⑨がある。この令をみる限り，日本の天皇家の中で女子を差別する意識がみられない。男女ともに皇位を継承する権利を持つということが言える。これも女帝出現の一つの前提となる。つまり，古代日本における女性の地位の高さの現れであることこそ，その日本古代女帝現象の本当の意義であるとわれわれは言いたい。

二 古代中国における皇位継承の特徴

古代中国における同一王朝内の皇位継承の制度も世襲制である。つまり，皇位の継承は祖先が同一である父系の親族の中で行われるのである。一見して，日本とさほど違わないように見えるが，実際には本質的，根本的な相違性があるのである。

1. 古代中国皇位継承の規則と特性

まず，中国古代の皇位の世襲の状況を分析してみると，次のいくつかのパターンがあることは分かる。

①. あらかじめ，皇太子を定める。これは，皇位世襲の核心である。漢から明に至る各封建王朝において，皇太子太子を定める事が重要とされてきた。基本の法則には二つがある。

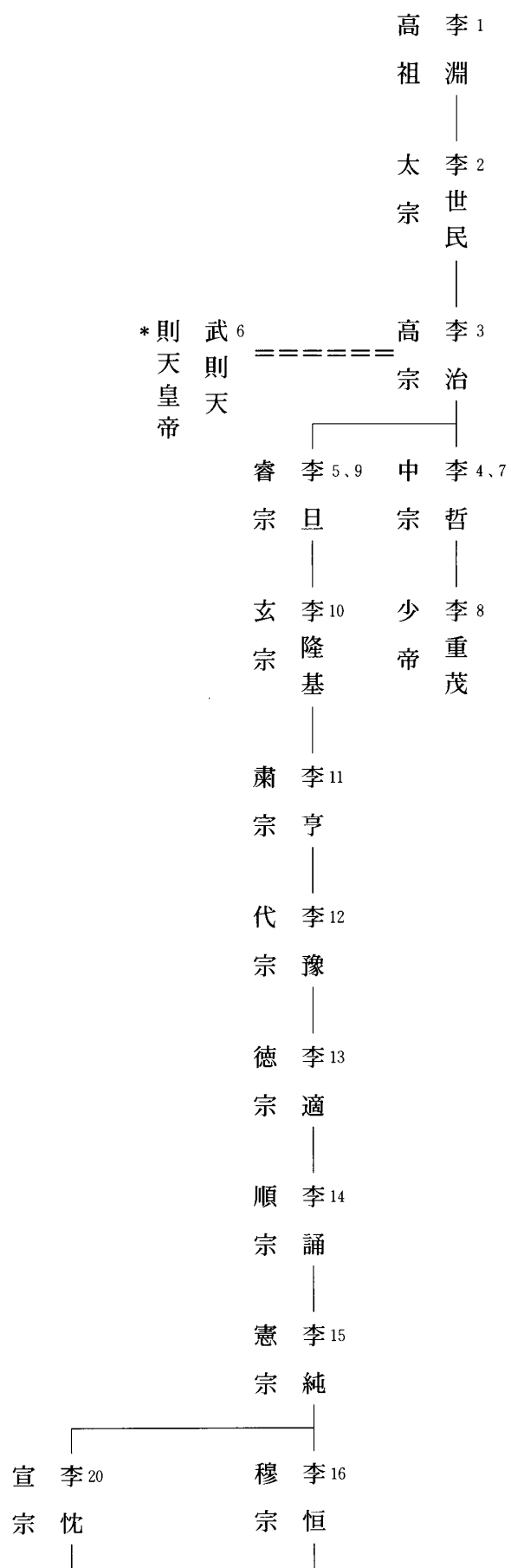
A 立嫡不立庶。（嫡子を立てる。庶子を立てない。） B 立長不立賢。（嫡長子を立てる規則である。すなわち，長男がいれば長男を立てる。他の嫡子は嫡長子より才能が優れていても長男でなければ，皇太子に立てられることができない。）

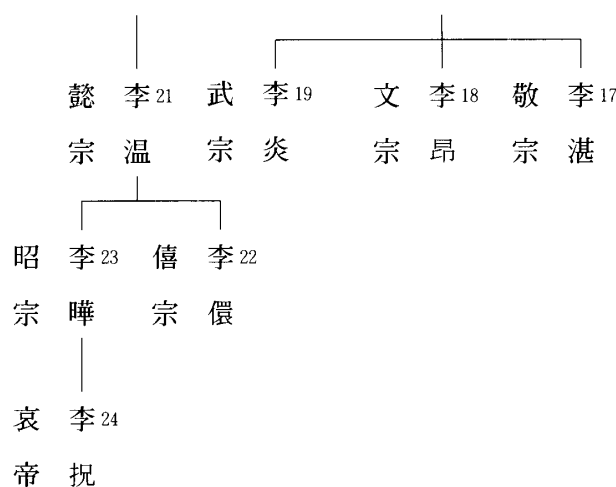
②. 秘密に次の皇帝を決める。争乱を避けるために，秘密に遺詔を残す。皇帝が死んでからでないと，次の皇帝に関する人選はオープンしないという原則がある。そうでなければ，叛乱が興り，皇権を手にするため，兄弟の間に争乱が発生する恐れがあるからである。

③. 息子に皇位を譲る。皇帝が活着しているうちに，自ら子に皇位を譲り，太上皇になる。

中国の唐王朝は，整った法律制度にしる，王位継承の規則方式にしる，みな古代中国の封建王朝における極めて典型的なものであると考えられる。故にこの唐王朝を中心にして古代中国の皇族の親族関係を分析してみることにしたい。

まず，唐の時代に登場した皇帝は全部で24代22人がいる。その系図は次の通りである。





(*印は女帝である。)

唐の皇位継承の状況を以下のようにまとめることができる。

- | | | |
|-----------|---------------|---------------|
| ①. 父——→息子 | 李淵 1 ——→李世民 2 | 李世民 2 ——→李治 3 |
| | 李治 3 ——→李哲 4 | 李旦 9 ——→李隆基10 |
| | 李隆基10——→李亨11 | 李亨11——→李豫12 |
| | 李豫12——→李適13 | 李適13——→李誦14 |
| | 李誦14——→李純15 | 李純15——→李恒16 |
| | 李恒16——→李湛17 | 李忱20——→李温21 |
| | 李温21——→李儼22 | 李曄23——→李圜24 |
| ②. 兄——→弟 | 李顯 4 ——→李旦 5 | 李哲 7 ——→李重茂 8 |
| | 李湛17——→李昂18 | 李昂18——→李炎19 |
| | 李儼22——→李曄23 | |
| ③. 侄——→叔父 | 李重茂 8 ——→李旦 9 | 李炎19——→李忱20 |
| ④. 息子——→母 | 李旦 5 ——→武則天 6 | |
| ⑤. 母——→息子 | 武則天 6 ——→李哲 7 | |

見て分かるように、古代中国において、最も正当な皇位継承の権利を持つのは嫡長子である。嫡長子とは嫡妻（皇后）の子の中での一番年上の男の子を指す。嫡妻の子は嫡子と言う。嫡子に対して庶子の名称があるが、庶子は皇位継承の権利を持たない。しかし、政治的な背景もあって、必ずしも嫡長子が皇位を継承するとも限らないようである。唐の王室では、嫡長子として皇位を継承したのは代宗李豫、徳宗李適、順宗李誦、憲宗李純、敬宗李湛、懿宗李温の6人だけである。嫡長子でないのに、皇位を継承した例は数多く存在していた。太宗李世民の帝位即位はその一例である。

太宗李世民は最初で述べた立太子の法則に従えると、次男であるから、皇太子にはなれない。彼が皇帝になったのは、結果的に言えば、すでに皇太子になった兄を実力で倒してからのことである。

それは皇位をめぐる争乱の結果と言うしかなかろう。太宗のように、嫡長子ではないが、実力で皇帝になった例はほかにも数多く挙げられる。その裏には、必ずと言ってよいぐらいに権力をめぐる皇族内部の残忍で、激しい争いが繰り広げられていたのである。

もう一つ注目すべきところは女帝の皇位継承が極端的に少ない点である。武則天一人だけである。つまり、武則天という女帝以外にみな例外なく男性たる皇帝である。事実上、中国数千年以上にわたる封建王朝において、漢の呂後、清の西太後のような女性が権力を握ることも一時期にはあったが、確実に女帝になったのはこの武則天一人しかいなかったのである。その意味で、古代中国の皇位は女性を排除して、男性後継者に限って継承されていたと言えよう。それにしても、武則天は、中国の伝統的な皇位継承の規則に従って皇位についたのではない。彼女は武周革命を起して即位した。つまり、「易姓革命」という方法で皇帝になったわけである。この「易姓革命」については後に詳しく述べることにする。

唐において親子における継承が一般的である。その次に、兄弟による継承である。武則天の登場によってこそ、上記の④、⑤のタイプが有り得たのである。ごく稀にしかない例である。

2. 皇位継承からみる女性の地位

中国の数多くの皇帝の中で女帝として現れたのは一人だけである。すなわち、唐の時代に現れた武則天である。ところが、彼女も皇帝との婚姻関係があったから、女帝になれたわけではない。中国では皇位の継承者は男性に限定されているので、たとえ武則天は李氏の出身であっても、皇位継承の資格がない。革命を起こして権力を奪い、皇帝の座を手にしたのである。その上、唐を廃止し、「周」と称して、その「周」と言う王朝の皇帝として即位したのである。

既述した日本の六人八代の女帝は全て皇族の出身であるのに対して、武則天は違う。皇族外である。日本の女帝の一つ大きな特徴は未婚者も入っていることである。六人八代の女帝の中で、元正・孝謙の二人の女帝は未婚である。これに対して、もし高宗皇帝の配偶者にならなければ、武則天が帝位に就くことも有り得ないと思われる。

武則天はもともと太宗李世民の後宮に入っていた。太宗が死んだあと、その息子の高宗が武則天を彼の後宮に入れたのである。儒教文化では、このように息子が父親の妻を自分のものにするのは非常に考えられないが、こんなことができたのは、唐の支配者、李氏族がもともと鮮卑族など北方遊牧民族の血が入っているからだと言われているようである。遊牧民では父親の妻を自分の妻にすることで扶養するという認識がある。

武則天は高宗に嫁いだあと、政治に携わるようになった。しかし、その時、武則天はまだ皇后ではなかった。皇后になるために、彼女は自分の幼い娘を殺して当時の皇后に罪を被せた。そして、彼女は反対されつつも皇后になった。高宗の死後、武則天は二人の息子中宗と睿宗を皇帝にしたが、彼らの政治に不満を抱いたので、自ら女帝となった。

このように、男女の格差が顕著であった古代中国において婚姻は女性の地位に大きな影響を与えた。

武則天は老後、皇位を自分の嫁いだ李氏族に譲るか、それとも自分の出身の武氏族に譲るかについて頗る深刻に悩んでいた。結果として彼女は皇位を出身氏族である武氏には譲らず、息子である李哲（唐の中宗）に返還したのである。それは、自分の死後にはやはり自分の子孫によって祭祀されることを考慮したからである。結局、革命家としての武則天も女性に対する封建的な桎梏からは逃げられなかったのである。

彼女のこの決断について成清弘和氏は以下のように分析している。

つまり、彼女は武氏の出身であるが、いったん高宗のもとに嫁いだわけで、もはや武氏の一員ではなくその祖先として祭られることは不可能であり、祖先として祭られるのは高宗の妻として、李氏の一員としてでしかあり得なかった。要するに、武氏に皇帝位を譲ったならば、彼女は皇帝一族の一員としての祖先祭祀の対象から永遠に排除されてしまうのであった。したがって、李氏に皇帝位を返還し、高宗の妻として、かつ中宗・睿宗の生母として祭祀される道を自ら選択したのである。^⑩

このように、中国において、男尊女卑の観念が支配層においても明らかである。国家を統治する権力を持つ武則天でさえ、皇位を譲る際に、父系制という中国の親族組織から生じた祖先祭祀を考慮しなければならなかった。祖先祭祀の伝統によって彼女の選択が決められたのである。

三 古代日中両国の王朝に見られる親族関係の相違

日中両国の古代王朝における皇位継承の規則、特徴等を明らかにした上に、両国の古代王朝に見られる血縁関係や婚姻関係などの親族関係の相違及びその形成要因等について探ってみたいと思う。

1. 古代王朝性格上の相違

まず、日本の皇統は万世一系であるといわれ、明治憲法の第一章天皇第一条に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」^⑪と明記されている。

古代的天皇制律令国家が実現されたのは聖徳太子が制定した「十七条憲法」によるものであると言われている。その「十七条憲法」には天皇の絶対的な地位や権威が強調されている。その法規の主旨は君臣上下の秩序を絶対的に守ることである。

「十七条憲法」の第三条には以下の記載がある。

三に曰く、詔を承けては必らず謹め。君をば則ち天とし、臣を則ち地とす。天覆い、地

載せて、四の時順り行き、万氣通ずるを得るなり。地天を覆わんと欲せば、則ち壊ることを致さんのみ。ここをもって君言えば臣承わり、上行けば下靡く。ゆえに詔を承けては必ず謹め。謹まざれば自から敗れん。^⑫

この規定のように、天皇の尊貴性、超越性が示されている。これは天皇の絶対的な地位を強調する聖徳太子の思考の表れである。

飛鳥・奈良時代の天皇家の政治状況を見てみよう。

飛鳥・奈良時代の天皇は不執政であった。天皇より大臣ないし皇太子の輔翼によって政治をすることが望まれる。従って、政治は天皇の自由な意志で行われていたのではない。実質上、天皇は神聖不可侵な宗教的地位に置かれ、政治上において無制限な権力を持っているとは言えない。つまり、天皇は直接に政治には関与しない。

推古天皇の時代、聖徳太子の執政は一つの例である。政務は主として聖徳太子と大臣蘇我馬子との共同輔政という形で処理されていた。

地位と実権はかならずしも合いついていないとは限らない。これは古代からの日本の天皇の特性である。天皇は皇太子を定めて政治に輔翼させる。皇太子は直接政治に関与するが、天皇になると、自然に政治から離れてしまうのである。

日本の天皇史上に、天武天皇のみは自らの意志で武力を行使して、実力によって皇位に即いた。天武天皇は壬申の乱で兄の天智天皇の子である大友皇子に勝って天皇の座についたのである。即位すると、強力な政治を実施した。天武天皇が行なったこの政治は、皇親政治とも呼ばれている。

既述してきたように、天智天皇が制定し、天武天皇が改編した、嫡（直）系継承を旨とした「**不改常典**」は王位継承のシステムを大きく変えた。「**不改常典**」の制定によって、血統のみによる継承システムが出来上がり、王位継承の正統性が強調された。

従って、天皇家にとって、血統が絶えるのは最も致命的である。故に、王位継承の正統性を守るために、あらゆる手段が用いられた。中継ぎの女帝が続出したのはこのためであろう。

天皇家の歴史を見ると、天皇は権威が高くなる一方、実際に政治を行う権力が低下していく傾向が見られる。飛鳥・奈良時代の太子の摂政と平安時代の大臣の関白政治——藤原専権、「**摂関執政**」が行われていたのである。

藤原氏は天皇家と婚姻関係を結ぶことによって強大な権力を得られた。

藤原不比等の娘宮子と後の文武天皇の婚姻や、もう一人の娘光明子と文武天皇の子である首皇子（後の聖武天皇）の婚姻からその一斑がうかがえる。すなわち、その背景にはみな政治的な要因があった。

このように、日本の天皇は神聖的、呪教的司祭者として、千数百年にわたって、形式上日本という国を統治してきたが、実際には象徴的な存在である。これこそ日本の天皇の本質であると考えられる。

そして、中国の場合は、皇帝は政権の象徴である。すなわち、皇帝は自ら政治を行い、国家を統治する政権を持っている。中国の皇帝は日本の天皇のような宗教的、神聖的な象徴としての存在ではなく、天子である前に、人間としての存在でもある。が、この天子、皇帝である人間は、普通の人間ではなく、国家の最高権力を握り、国民の生死の要を把握する人間である。これは易姓革命という王朝更迭の理論に定められたものである。

『孟子』には「天子能薦人於天不能使天與之天下。」^⑬と同時に「君有大過則諫反覆之而不聽則去」^⑭という「易姓革命」に関する有名な記述がある。

つまり、天子はまず人間である。この人間としての天子は、天（宇宙、世界をコントロールできる神様）に推薦され、天の意志の代言者として天下を支配することはできるが、天に向かって天下を強要することはできない。また、天子に大きな過失があれば、直接彼に対して戒めるべきである。それを繰り返しても聞かなければ、その天子のポストから降ろしても良いと言っているのである。この理論は中国という人間本位の国としての性格を表現し、中国史上における王朝更迭の史実に解釈の根拠を提供したのである。中国古代においては、一つの王朝による支配の維持が不可能になった場合、その王朝が潰れ、新しい王朝の誕生によって取り替えられてしまう。いわゆる王朝の更迭現象である。中国歴史上に秦、漢、隋、唐、宋、元、明、清の歴代王朝があったのはそのためである。

中国の皇帝は律令を改廃する権利を持っている。つまり、皇帝はあらゆる法の制定者である。しかし、皇帝が法を破るならば、王権の危機をもたらすおそれがある。政治的な配慮を払わなければ、反乱が起こる。皇帝が自ら法を守れば、国家が統治しやすく、王権も安定になる。皇帝の治世に対する人民の不満が高まると、国家が不安定になり、必然的に王権を奪う革命運動が起こる。すなわち、易姓革命が起こる。

古代中国における王朝更迭の史実を見るときには、易姓革命の理論を念頭に入れなければならないと思う。

2. 親族組織の相違

飛鳥・奈良時代において、日本の天皇家の中の女性（皇后、皇女）が即位されることが目立つ。多くの女帝は天皇崩御の後、即位された。推古天皇の場合は敏達・用明・崇峻の三天皇が兄弟として皇位を継承した後、敏達天皇の皇后でかつ皇妹として皇位に押し上げられた。

もちろん、皇位継承をめぐる様々な政治的な原因はあるが、根本的な理由は女性を忌避しないという考え方にあることも否定できない。律令をみても女性は皇位の継承者から排除されることは不可能であろう。

ところが、中国の古代王朝の皇位継承をみて分かるように、古代中国において女性が差別されていたことが明らかである。しかも、唯一の女帝である武則天が「易姓革命」を経て強引に女帝となったので、世襲制に従って後継者として皇位を継承したのではない。

この日中両国における女性の地位的な差は、両国の古代の倫理観念、律令規則等の違いに定められたものだけではなく、両国古代の親族組織の原理の相違によるものでもあるとも考えられる。

中国の親族組織は父系制である。皇位継承の規則も父系制に従って決められている。本来、皇位継承の権利を持っているのは男性のみであるので、女帝の存在がありえない。その意味で、武則天の女帝としての登場は完全に例外の現象であると言っても過言ではない。

中国では未婚であるか既婚であるかによって女性の地位に大きな差が生じる。それは、もともと女性は生家における財産などに関する継承の権利を持たないから、婚姻先の夫の家に入ってから初めてその存在が認められるからである。親から見れば、息子はこの家の後継ぎ者であるが、娘はと言えば、この家を出て他人と結婚さえすれば、もう他人のものになり、この家のメンバーでなくなるのである。つまり、中国では兄弟間においてある意味でまだ平等ではあるが、兄弟姉妹の男女間においては極め不平等である。従って、未婚の女性はいつも弱くて不安定な立場にある。女性は婚姻を経て夫の家に入り、夫の家族としてそれなりの権利をはじめて得られるのである。

中国では外婚制が行われていて、「同姓不婚」の規則に従って婚姻関係を結ぶ。すなわち、親族集団以外の異姓と婚姻関係を結ぶ制度である。皇族出身の女性も必ず他姓の男性と婚姻関係を結ばなければならない。結婚することによって、皇族の女性であっても結局他族の女性となる。すると、生家にある皇位を継承することが有り得ない。男尊女卑の極まりと言える。

たとえ中国の皇族の女性が日本の元正・孝謙女帝のように結婚せずに、他人の家の構成メンバーにならなくても、皇位の継承は不可能である。庶民の家にいる女性とその家の後継ぎ者になれないと同じように、皇族出身の女性にも皇位継承の権利がないからである。もう一つの理由としては、未婚者なら、血統が絶たされてしまうからである。いずれにせよ、皇族出身の女性は皇位に就くことが有り得ない。

古代日本の親族組織は双系制である。すなわち、男と女とのどちらからも後継ぎが出来ると解釈される。男女の差は中国ほど激しくないようであった。皇族の女性にも皇位を継承する権利を持っている。上層支配層の女性が高い地位に置かれたことから双系制である親族組織の影響があったからののではないかと思う。

飛鳥・奈良時代の皇位継承の状況を分析してきたように、当時は後世に見られるような男尊女卑がなかったから、女帝が続出したのであろう。しかし、それ以降、女帝が現れるのは非常に少なくなった。その原因については、その後日中両国の交流が頻繁に行われ、唐の文化や制度が日本に導入され、中国的な父系制度や男尊女卑の観念が日本にも深く根を下ろしたからののではないかと思われる。

このように中国の親族組織と日本の親族組織の相違によって、女性の地位も異なる。明らかに双系制である日本における女性の地位の方が父系制である中国よりは高いと言えよう。

3. 思想・倫理観念の相違

日中両国における古代王朝に見られる親族関係について考える時には、両国の異なった伝統的哲学思想及び宗教から受けた影響も念頭に入れるべきであると思う。ここでは、日本固有の神道及び両国共有とも言える儒教思想について分析してみようと思う。

まず、日本の創世神話によれば、日の神であるアマテラス大神は日本の皇室の祖先として崇められている。この日本固有の宗教——神道の思想に基づく神話は天皇の権力を正当化し、同時に神聖化する根拠となった。日本の天皇が神聖不可侵な地位に置かれたのは神道という宗教の権威を守るためではないかと考えられる。

中国には、古代から儒教と道教ともに存在してきたが、国民の思想・精神、特に国家組織の構成を左右し、それらに影響を与えたのは、道教より圧倒的に儒教の方が大きいと言える。

儒教思想の創始者は孔子である。今からほぼ二千五百年も前の春秋戦国時代に孔子や孟子を始めとする哲学者は儒教思想を提唱し始めた。儒教が脚光を浴びたのは中央集権的な強大な政権を樹立した漢王朝である。漢王朝で始めて儒教思想が中国の国家思想に定められたのである。

男女の婚姻関係に関する同姓不婚の原則は儒教の生命観に基づいた考え方である。儒教が夫婦別姓を原則としている。つまり、結婚は異姓同士でなければならない。血縁の異なったものが結婚し、生まれた子供は父親と同じ姓になり、父親の方の血縁の系統を継続するのである。古代から今までこの原則が厳しく守られてきた。

漢王朝が儒教思想を国家思想に定めた目的と言え、当然、自分の支配を維持するためだとしか考えられない。国家組織の建築、皇帝の皇位継承の諸規則などはもちろんのことで、国家制度、国民の倫理道德規範もみなその儒教思想にしたがって作られたのである。皇位継承に関しては既述したとおりであるが、国民の倫理道德規範などは、みな国家支配の最高権力者——皇帝に対する徹底的な忠誠心を尽くすべく作られたのである。その代表的なのは五常の理念である。その五常とは仁・義・礼・智・信の五つである。儒教思想が古代において国家の安定や、中国伝統文化の形成にも大いに作用したことは言うまでもないが、古代からの中国人の精神的な束縛になったのも事実である。これに関しては、儒家思想は今から百年ぐらい前から、中国で猛烈な批判を受けてきたのである⁵⁾。

儒教思想は中国から日本へ伝わってきたが、日本では日本の国家にとって重要かつ不可欠なものしか受け入れていない。例えば、男尊女卑とか、五常の理念などがある。その一方、天皇を中心とした中央集権国家の日本古来の建国理念に相応しくない「易姓革命」の理論は排除されたのである。この中国の「易姓革命」が日本で行われたら、万世一系の天皇思想及びその制度自身も存在できなくなってしまうのであろう。

したがって、同じ儒教の影響を受けている国とはいえ、儒教思想の受容や影響力がそれぞれ異なることが見逃せない。このような観念・思想の相違によって、日中両国の古代王朝の性格、皇位継

承の特長における相違性が生じ、それに関連する支配者層の親族関係も異なってきたのであろう。

終わりに

以上のように、日本と中国の古代王朝における皇位継承問題を考察してきた。その中に出てきた親族関係の相違をもたらす原因及びその血縁原理についても探ってみた。が、これはあくまでも支配者層という特別な階級について考察した結果であり、一般の庶民の親族関係とは少々異なると思う。よって、この研究について、一般の庶民の親族関係とは区別して考えていただきたい。

注釈

- ① 成清弘和著『日本古代の王位継承と親族』 岩田書院 1999年 p.159
- ② 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注者『律令』日本思想大系3 岩波書店 1976年 p.282
- ③ 上田正昭著『古代日本の女帝』 講談社 2001年 p.115参照
- ④ 前掲 上田正昭著『古代日本の女帝』 p.112
- ⑤ 篠川賢著『飛鳥の朝廷と王統譜』 吉川弘文館 2001年 p.40によると、「不改常典」とは、元明天皇の即位の宣命（和文体の詔）に始めて登場するところの、天智天皇の「天地と共に長く日月と共に遠く改るましじき常の典と立て賜ひ敷き賜へる法」のことを言う。
- ⑥ 前掲 上田正昭著『古代日本の女帝』 p.191
- ⑦ 成清弘和著『日本古代の家族・親族—中国との比較を中心として—』 岩田書院 2001年 p.122
- ⑧ 前掲 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注者『律令』日本思想大系3 p.281
- ⑨ 前掲 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注者『律令』日本思想大系3 p.281
- ⑩ 前掲 成清弘和著『日本古代の家族・親族—中国との比較を中心として—』 p.118
- ⑪ 下記のホームページに掲載されている大日本帝国憲法の原文による。2002年9月10日に取得。
<http://homepage1.nifty.com/gyouseinet/kenpou/kenpouMeiji.htm>
- ⑫ 下記のホームページに掲載されている十七条憲法一覧表の原文による。2002年9月10日に取得。
<http://www.hyou.net/sa/17jou.htm>
- ⑬ 李学勤主編『十三経注・孟子注疏』「萬章章句」 北京大学出版社 1999年12月 p.256
- ⑭ 同上李学勤主編『十三経注・孟子注疏』 p.292。訳文は筆者。以下同様。
- ⑮ 梁継国「21世紀における日中関係に関する思考」『茨城大学人文学部紀要コミュニケーション学科論集』12号 2002年9月30日 p.36～38

参考文献

1. 山田孝雄著『神皇正統記述義』民友社 1932年
2. 上田正昭著『古代日本の女帝』講談社 2001年
3. 宇治谷孟『日本書紀（上）』全現代語訳 講談社 2001年
4. 宇治谷孟『日本書紀（下）』全現代語訳 講談社 2001年
5. 澤田洋太郎著『天皇家と卑弥呼の系図—日本古代史の完全復元—』六興出版 1990年
6. 石井良助編『法制史』体系日本史叢書 4 山川出版社 1964年
7. 水野祐著『天皇家の秘密』山手書房 1977年
8. オドン・ヴァレ著 佐藤正英監修 遠藤ゆかり訳『中国と日本の神—仏教，道教，儒教，神道—』創元社 2000年